〇 「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」のQ&Aの送付について(平成 26 年 12 月 5 日厚生労働省保険局保険課・厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡)

新 旧 対 照 表

(下線の部分は改正部分)

改正後

現 行

「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」に関するQ&A

問1~問5 (略)

【旧保険者等関係】

問6 旧保険者等への返還金の返還義務を負っている者(以下「返還義務者」という。)と現保険者等へ療養費等の申請を行うことができる者(以下「申請者」という。)が異なる場合は、保険者間調整を行うことはできないのか。

(例えば、被用者保険の間での資格喪失後受診において、旧保険者等においては、被扶養者であったが、現保険者等においては、被保険者となる場合など。)

(答) 返還義務者に対し、申請者が療養費等の申請及び療養費等の受領の委任をし、返還義務者が当該事務をさらに旧保険者等に委任することで、保険者間調整を行うことができる。この場合においては、申請者から返還義務者への委任等については、別添を活用されたい。

(参考例)

夫が加入していた保険者 A (旧保険者) の被扶養者であった妻が適用事業所で働きはじめたことで保険者 B (現保険者) の被保険者となったケースにおいて、妻が保険者 A の被保険者資格によって資格喪失後受診をした場合の返還金は、保険者 B に対する療養費等の申請権者である妻が、保険者 A に対する返還義務者である夫に対し、当該療養費等の申請及び受領を委任し、夫が当該事務をさらに保険者 A に委任することで、保険者間調整を行うことができる。

問 $7 \sim 15$ (略)

「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」に関するQ&A

問1~問5 (略)

【旧保険者等関係】

問6 旧保険者等への返還金の返還義務を負っている者(以下「返還義務者」という。)と現保険者等へ療養費等の申請を行うことができる者(以下「申請者」という。)が異なる場合は、保険者間調整を行うことはできないのか。

(例えば、被用者保険の間での資格喪失後受診において、旧保険者等においては、被扶養者であったが、現保険者等においては、被保険者となる場合など。)

(答) 返還義務者に対し、申請者が療養費等の申請及び療養費等の受領の委任をし、返還義務者が当該事務をさらに旧保険者等に委任することで、保険者間調整を行うことができる。この場合においては、申請者から返還義務者への委任等については、別添を活用されたい。

(参考例)

夫が加入していた保険者 A (旧保険者) の被扶養者であった妻が適用事業所で働きはじめたことで保険者 B (現保険者) の被保険者となったケースにおいて、妻が保険者 A の被保険者証を使用して資格喪失後受診をした場合の返還金は、保険者 B に対する療養費等の申請権者である妻が、保険者 A に対する返還義務者である夫に対し、当該療養費等の申請及び受領を委任し、夫が当該事務をさらに保険者 A に委任することで、保険者間調整を行うことができる。

問7~15 (略)